

第64回鎌ケ谷市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和5年1月19日(木) 午前10時00分～午前10時40分
- 2 場 所 鎌ケ谷市役所6階 第1・第2委員会室
- 3 出席委員 秋山秀一会長、海口晴彦委員、大野幸一委員、土屋裕彦委員、宗川洋一委員、後関俊一委員、鈴木哲也委員、坂本康政委員、浅海博行委員、大嶋辰夫委員、菅野勝利委員、長島博之委員、島田和弘委員
- 4 市出席者 芝田裕美市長、葛山順一都市建設部長、崎田浩史都市建設部次長、秋元勝美公園緑地課長
- 5 事務局 浅野和彦都市計画課長(事) 都市政策室長、島村弘樹主任主事
- 6 議 案 第1号議案 鎌ケ谷市都市計画マスタープラン(案)について
- 7 議 事

司会	<p>本日はお忙しい中、鎌ケ谷市都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、第64回鎌ケ谷市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>なお、会議録を作成する都合上、当審議会での会話は録音いたしますことをあらかじめご了承ください。</p> <p>開催にあたりまして、市長よりご挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>皆様、本日はご多忙のところ、鎌ケ谷市都市計画審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また日頃より、市政に対しまして、多大なるご助力をいただいておりますこと、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、せっかくの機会でございますので、ここで少し、本市の都市計画事業についてお話をさせていただけたらと思っております。</p> <p>まず、新京成線の連続立体交差事業による高架化に伴います、側道等の整備についてでございますが、令和6年度の完了を目指して、着実に取り組んでいるところでございます。</p> <p>このうち、まなびいプラザから初富駅方向へと向かう、幅員6メートルから10メートルの道路、そして、北初富駅付近の国道464号からくぬぎ山方面へと向かう幅員6メートルの道路につきましては、本年3月の完成を見込んでおります。</p> <p>また2点目といたしましては、新鎌ケ谷駅南側に位置しております東京10号線延伸新線の跡地、県の企業庁が所有しております用地でございますが、こちらにつきましては、県が売却のための公募を開始しております。</p> <p>これについては、私から直接、熊谷知事に対しまして市の要望をお伝えしております。その要望といたしましては、駅を跨いで、駅利用者の方等が通行できるように、南北自由通路を確保すること。</p> <p>そして、市のさらなる発展やにぎわいに資するために、商業、娯楽、情報等の施設を条</p>

<p>司会</p>	<p>件としていただきたい旨を伝えております。 この要望につきまして、県で公募の条件の中にすべて盛り込んでいただきました。 今年度中に事業者が決定する予定でございます。 このような中、本日は、鎌ヶ谷市の都市計画の基本的な方針となります鎌ヶ谷市都市計画マスタープランにつきまして、皆様にご審議いただく予定でございます。 市の未来を見据えて、さらなる発展に繋がるよう計画を策定して参りました。 よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>なお、ここで市長は所用のため退席させていただきます。</p> <p>(市長退席)</p>
<p>司会</p>	<p>それでは、審議に入る前に、委員の皆様並びに執行部をご紹介します。初めに、都市計画審議会条例第3条第2項第1号に規定されております「市議会議員」の委員の方々をご紹介します。</p> <p>大野幸一 委員。 土屋裕彦 委員。 宗川洋一 委員。 後関俊一 委員。 鈴木哲也 委員。</p> <p>次に同項第2号に規定されております「学識経験を有する者」の委員の方々を紹介いたします。</p> <p>元東京成徳大学教授、現在は旅行作家で、本審議会会長の 秋山秀一 委員。</p> <p>次に、都市計画関係のコンサルタント会社を経営されており、本審議会副会長の 海口晴彦 委員。</p> <p>次に、鎌ヶ谷市商工会副会長の 坂本康政 委員。</p> <p>次に、農業委員会会長の 浅海博行 委員。</p> <p>次に、千葉工業大学デザイン科学科准教授の 大嶋辰夫 委員。</p> <p>続きまして、同項第3号に規定されております「関係行政機関若しくは千葉県職員の職員又は住民を代表する者」の委員の方々を紹介いたします。</p> <p>鎌ヶ谷市自治会連合協議会会長の 菅野勝利 委員。 千葉県東葛飾土木事務所 所長の 長島博之 委員。</p>

	<p>鎌ケ谷警察署長の 島田和弘 委員。 次に鎌ケ谷市の執行部の紹介をさせていただきます。 鎌ケ谷市都市建設部長の葛山でございます。 都市計画課長の浅野でございます。 公園緑地課長の秋元でございます。 最後に、本日司会を務めさせていただきますわたくし、都市建設部次長の崎田と申します。よろしくお願いいたします。 それでは、鎌ケ谷市都市計画審議会条例第7条第1項により、会長が議長を務めることと規定されておりますので、秋山会長よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは皆さま、本日は円滑な議事となるように努めてまいりますので、ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。 ただいまの出席委員は、13名中13名であります。 鎌ケ谷市都市計画審議会条例第7条第2項に定める過半数の定足数に達しておりますので、第64回鎌ケ谷市都市計画審議会を開会いたします。 本日傍聴される方はいらっしゃいますか？</p>
事務局	<p>本日の審議会について、傍聴を希望されている方が3名お見えになっております。</p>
会長	<p>本日、審議会の傍聴希望者がいらっしゃいますので、その取扱いについておはかりします。 まず、今回の審議会の開催に際し、本日の審議会について傍聴を希望する方、3名がお見えになっているとのことですが、本日の審議会内容の中に鎌ケ谷市情報公開条例第8条各号に定める不開示情報等が含まれているか確認いたします。また、傍聴者への配布資料について、事務局はどのようにお考えですか。</p>
事務局	<p>今回の審議会に諮問します第1号議案「鎌ケ谷市都市計画マスタープラン（案）について」でございますが、鎌ケ谷市情報公開条例第8条各号に定める不開示情報に該当する事項は、含まれておりません。 しかし、本日の配布資料は、意思決定過程によるものが含まれていることから、会議終了時に回収させていただきたいと考えております。</p>
会長	<p>本日の議題には、鎌ケ谷市情報公開条例第8条各号に定める不開示情報は、含まれておらず、また、傍聴者への配布資料については、会議終了時に回収するということですね。 では、お諮り致します。傍聴希望者3名について、傍聴を認めることとし、また配布資料については、会議終了時に回収することとしてよろしいでしょうか。</p>

全員	異議なし。
会長	<p>ありがとうございます。ご異議がございませんので、傍聴を認めることとし、配布資料については、会議終了時に回収することとします。</p> <p>では、傍聴される方が席に着くまでの間、しばらくお待ちください。</p> <p>(傍聴者着席)</p>
会長	<p>傍聴される方に申し上げます。</p> <p>審議会を円滑に運営するために、係の者から事前に渡された紙に書かれた守るべき事項をお守りくださるようお願いいたします。</p> <p>また本日の配付資料は、意思決定過程におけるものが含まれていることから、審議会終了時に回収させていただきますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>次に、議事録署名委員の選任についてお諮りいたします。</p> <p>本審議会の議事録につきまして、審議会終了後、事務局にて作成することになりますが、議事録の署名委員につきましては、菅野委員と大嶋委員、お二方をお願いをしたいと存じますがいかがでしょうか。</p>
全員	異議なし。
会長	<p>ご異議はございませんので、会議録署名委員を、菅野委員、大嶋委員をお願いすることといたします。</p> <p>今回市長より諮問された案件は1件でございます。</p> <p>それでは、第1号議案、鎌ヶ谷市都市計画マスタープラン案についてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、配付資料のご確認をお願いしたいと思います。</p> <p>資料でございますが、第64回鎌ヶ谷市都市計画審議会会議資料、第1号議案 鎌ヶ谷市都市計画マスタープラン案、参考資料といたしまして、パブリックコメントの結果について、以上となります。</p> <p>不足等はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、第1号議案、鎌ヶ谷市都市計画マスタープラン案について、まずは、会議資料を用いて概要をご説明させていただければと存じます。</p> <p>資料の説明でございますけれども、第64回鎌ヶ谷市都市計画審議会会議資料と、タイトルがございます、A4横カラー刷りのホチキス留めのものを用いてご説明をさせてい</p>

たきます。

なお、資料でございますけれども、正面でございますスクリーンに投影しながらご説明をさせていただきますので、見やすい方をご覧くださいながら、確認をしていただければと思います。

それでは早速でございますが、資料の2ページをご覧くださいと思います。

初めに、都市計画マスタープランの制度概要についてご説明をさせていただきます。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づいて策定されます、市町村の都市計画に関する基本的な方針となります。

都市計画マスタープランが持つ役割でございますが、大きく掲げますと、スライド上段の囲みでございますように、市の都市全体と、地域別の将来像を示すこと。

総合的、一体的なまちづくりを進めるための指針となること。

そして、市民の皆様や事業者など、住んでいる方のまちづくりへの理解を深めることとなります。

計画の位置付けでございますけれども、図中に緑で示しておりますとおり、上位計画にあたります鎌ヶ谷市総合基本計画、また、県が定めます鎌ヶ谷都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、通称都市計画区域マスタープランと呼ばれるものでございますが、この二つに即して定めることとなります。

その上で、黄色で示しておりますように、各種の分野別関連計画と整合が図られるよう、横断的な調整のもとで、策定がなされるものでございます。

そして、都市計画マスタープランで掲げた基本的な方針は、図中のオレンジ色でお示しましたように、個別の都市計画、例えば、用途地域の指定や市街地整備事業、都市計画道路の整備など、具体の都市計画事業の実施によりまして、実現されていくこととなります。

このように、都市計画マスタープランそのものは、詳細な事業計画を定めるものではなく、それらを進めていくための基本的な方針となるものでございます。

そのため、内容には、抽象的な印象を受ける記述も多く見受けられることかと思いますが、こうした役割を果たすものであるということを、まずはご理解いただければと存じます。

続きまして、資料3ページをご覧くださいと思います。

ここでは鎌ヶ谷市のこれまでの都市計画マスタープランの策定状況についてご説明を申し上げます。

本市では、スライドでお示しております現行の都市計画マスタープラン、鎌ヶ谷市の都市計画に関する基本的な方針を、平成15年2月に策定したところでございます。

現行都市計画マスタープランと、この場ではお呼びしたいと思いますけれども、現行都市計画マスタープランでは、まちづくりの基本理念を人間尊重、市民生活優先。将来都市像を、緑と触れ合いのあるふるさと鎌ヶ谷と掲げさせていただきまして、本市の平成15年時点での、総合基本計画に即した内容となるよう、共通の目標を設定しております。

また、計画期間といたしましては、概ね20年後を想定し、これまで現行都市計画マスタープランを方針としながら、本市のまちづくりが進められてきたところでございます。

続きまして、資料の4ページをご覧くださいと思います。

ここからは今回お話しさせていただきます、改定都市計画マスタープラン案についてご説明をさせていただきますと思います。

現行の都市計画マスタープランは、平成15年2月に作成されたものであることを、先ほどご説明したところでございます。

その策定から概ね20年が経過するところでございます。

また、令和3年3月には、本市の総合基本計画の改定がなされ、新たに定められた将来都市像の実現に向け、市の取組がスタートしているところでございます。

さらに、この20年の間には、本市のまちづくりの進展と、新たな社会情勢として、少子高齢化、人口減少時代への突入、公共インフラの老朽化など、大きな変化がございました。

こうした社会情勢や市の抱える課題を踏まえつつ、これまでのまちづくりを礎に、今後のまちづくりを着実に進めていくために、都市計画マスタープランの改定を行うものでございます。

マスタープランの改定の進め方につきましては、フロー図でお示ししたとおり、これに沿って検討をして参りました。

まずは、フロー図の左側上部、社会潮流や上位関連計画の整理、市の現況分析からスタートをさせていただきます。改定の要点をまとめました。

その上で、市民3000名を対象にしたアンケート調査の結果を踏まえながら、都市づくりの方向性や目標を決定し、将来都市構造を取りまとめた上で、各分野別、地域別の方針へと、段階的に検討を進めて参りました。

続きまして、資料の5ページをご覧くださいと思います。

こちらは、改定都市計画マスタープランの策定体制を図示させていただいたものでございます。

中央部、水色の枠でお示しておりますように、検討内容を議論していくための組織として、鎌ヶ谷市都市計画マスタープラン策定委員会を立ち上げ、その委員の構成は、学識経験者、市内の6地域を代表する自治会長の方々、そして、公募の市民などに委嘱をさせていただきました。

合わせまして、庁内関係部署の職員による策定部会を下部組織として設置し、検討を進めて参りました。

策定業務は、事務局が取りまとめた案を策定部会において、庁内横断的な検証、整理を行い、さらに、策定委員会でご議論いただきまして、その結果を踏まえて修正案を策定するといった工程を繰り返し、進めて参りました。

続きまして、資料の6ページをご覧くださいと思います。

こちらは、これまでの策定の経過を時系列でお示したものでございます。

令和2年度から検討業務に着手し、先ほどご説明いたしました策定部会を6回、外部委員の策定委員会を5回開催しながら検討を進めて参りました。

各年度の検討内容につきましては、大まかに申し上げますと、資料右側に記載してございますとおり、令和2年度は現況分析や改定の論点整理と、アンケート調査及び集計。令和3年度でございますが、マスタープランの前半部分に当たります都市構造や分野別方針の検討。令和4年度は、マスタープランの後半部分に当たります地域別構想の検討という形で進めて参りました。

次に、資料の7ページをご覧いただきたいと思います。

都市計画マスタープランは、その策定に当たり、住民の意見を反映させるために必要な手段を講じることが、都市計画法上で定められているところでございます。

資料は、住民の意見反映として、市民の参画状況をお示ししたものでございます。

改定に当たりましては、資料にお示ししましたとおり、市民意向の把握、反映を複数の手法を用いて行って参りました。

その手法でございますが、策定委員会のメンバーに、地域をよくご存知の、自治会の代表の方や、各団体の代表の方に参画をしていただきました。

また、検討の初期段階で、無作為抽出の市民3000名にアンケート調査を実施いたしまして、回答率は49.1パーセントと、約半数の方にご回答いただいたところでございます。

そして、策定の段階ごとに、令和3年度で1回、令和4年度で1回、合計2回の、市民意見を募集するパブリックコメントと、オープンハウスを実施させていただきました。オープンハウスでございますが、これは説明会の手法の一つでございます。資料の左側に写真を掲載してございますとおり、マスタープランの内容を市民にわかりやすいようにパネル化するとともに、担当者が会場に常駐いたしまして、訪れた市民の方と直接対話を行い、疑問の解消や意見交換を行うというものでございます。2回合わせて374の方が、市民ホール1階の会場に訪れていただいて、シールアンケートなどにご協力をいただきました。

なお、パブリックコメントにつきましては、2回それぞれの結果を参考資料として、配付させていただきましたので、ご参照いただければと思います。

次に、資料の8ページをご説明したいと思います。

こちらは、今回の都市計画マスタープランの改定のポイントについて、代表的なものを箇条書きで整理させていただいたものでございます。

なお、説明をさせていただくに当たりまして、今回のマスタープランの構成についても、併せてお話をさせていただければと思いますので、スライドの順序が前後いたしますけれども、次の資料の9ページをご覧いただければと思います。

こちらは、都市計画マスタープランの構成を示しておりますが、基本的に現行都市計画マスタープランをベースに、全体的により体系立てた構成となるよう工夫をさせていただきました。

まず、都市計画マスタープランの第1章では、全体方針として、都市づくりの目標と将

来都市像を設定し、以降の章は、その実現に向け、目標に合わせて内容を記述する形を取っております。

第2章では、土地利用や交通、緑と水など、七つの分野別に、まちづくりの基本方針を整理し、ここまでを市の全体構想として位置付けてございます。

次の第3章では、市域を6つの地域に区分し、それらの地域別に、課題の整理とまちづくりの方針の取りまとめを行っているところでございます。

この6つの地域区分につきましては、地域のコミュニティを基本としたものであり、現行都市計画マスタープランと同様の区分のまま、整理をさせていただきました。

最後の第4章でございますが、今後のまちづくりの基本的な考え方として、行政だけでなく、市民の皆様や事業者の方々などとの協働を基本としたまちづくりへの取り組みや、マネジメントサイクルの考え方について記載をさせていただいております。

それでは戻りまして、8ページの、マスタープランの改定のポイントについてご説明を差し上げたいと思います。

これまでの説明と一部重複する部分もございますが、ご容赦いただければと思います。

まずは、上位計画にあたる総合基本計画の改定でございます。

令和3年3月に新たな鎌ヶ谷市の総合基本計画がスタートし、その中で掲げられております、まちづくりの新たな基本理念や将来都市像、土地利用の方向性につきましては、今回の都市計画マスタープランの改定案においても反映をさせていただいているところでございます。

このことは、マスタープラン第1章、市の全体方針において位置付けておりまして、基本理念は、みんなで作るふるさと鎌ヶ谷、将来都市像は、人と緑と産業が調和し 未来へひろがる鎌ヶ谷となっております。

次に、少子高齢化、人口減少時代を踏まえたまちづくりについてでございます。

これは、無秩序な市街地の拡大を抑制しつつ、軸、拠点の連携を基本としたコンパクトな都市構造を基本とするまちづくりの方針に反映をさせていただいております。

都市構造につきましては、マスタープラン第1章の26ページから32ページで特に詳しく記載をさせていただいております。

また、大規模災害への備えや、良好な都市環境、地球環境への配慮につきましては、マスタープラン第2章の分野別まちづくりの方針の中で、それぞれの分野に対応した基本的な方針を掲げ、位置付けているところでございます。

続きまして、東京10号線延伸新線の廃止についてでございます。

東京10号線延伸新線は、新鎌ヶ谷駅と本八幡駅を結ぶ予定だった鉄道計画の名称でございますが、事業採算性が見通しが立たないなどの理由から、平成25年に計画が廃止となっている状況でございます。

現行都市計画マスタープランでは、新線整備の実現化や、仮称中沢駅周辺のまちづくりを位置付けていたところでございますけれども、鉄道計画の廃止により、これらはすべて見直すこととなりました。

中沢地区を含む南部地域では、新たに設定をいたしました、森とスポーツ・レクリエー

	<p>ションゾーンの形成を図るとともに、地域の公共交通についても見直しに取り組んでいくこととしてございます。</p> <p>また、鉄道計画の跡地につきましては、その一部を千葉県から本市が取得しており、水と緑のネットワークを形成する緑道などの整備について記載をしているところでございます。</p> <p>緑道等の整備につきましては、分野別計画の54ページや、地域別計画の104ページなどに記載がございます。</p> <p>最後に、北千葉道路の整備を見据えた今後の展望についてでございます。</p> <p>本件につきましては、あわせて都市計画マスタープランの38、39ページをご覧ください。また、北千葉道路につきましては、東京外郭環状道路と、成田空港を結ぶ幹線道路として計画されてございまして、市では、主要地方道船橋我孫子線から西側の未整備区間について早期整備を目指しているところでございますが、道路整備がなされた際には、広域交通の利便性が大きく向上することが見込まれております。</p> <p>こうしたことから、今後20年を見据えたまちづくりの中では、沿線が概ね市街化調整区域にありますことから、土地利用の可能性について十分な検討が必要であると考えており、新鎌ヶ谷駅の西側に広がります市街化調整区域と合わせまして、都市的土地利用検討ゾーンとして位置付けさせていただき、土地利用方針図に明記したものとなっております。</p> <p>以上が本日の議題、都市計画マスタープランの改定についての概要説明でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただ今、第1号議案の鎌ヶ谷市都市計画マスタープラン案について説明がありました。これから本議案について審議に入りますが、はじめにご質問からお受けし、その後ご意見をいただくこととします。</p> <p>それではまず、第1号議案について、ご質問のある方は挙手願います。</p> <p>(挙手なし)</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは次に、第1号議案についてのご意見をお諮りいたします。</p> <p>ご意見のある方は挙手願います。</p> <p>(挙手なし)</p>
<p>全員</p>	<p>流れが非常にわかりやすく、よくできた説明だったと思いますので、皆さまにご理解いただいたようでございます。</p>

会長	<p>それでは、第1号議案については、特にご異議がございませんので、原案のとおり承認することとして、市に審議会の審議結果としてお返ししたいと存じますがいかがでしょうか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>ご異議がございませんので、答申案については、会長である私の方で取りまとめの上、市長に答申させていただくことといたします。</p> <p>これで審議案件は終了しましたが、その他の報告事項として、鎌ヶ谷市緑の基本計画の策定について報告があるとのことですので、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>公園緑地課長の秋元と申します。</p> <p>その他報告事項としまして、公園緑地課が策定を進めております、新たな鎌ヶ谷市の緑の基本計画についてご報告させていただきます。</p> <p>鎌ヶ谷市緑の基本計画は、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として、概ね20年後を想定して、平成15年2月に策定されたもので、目標年次の令和2年度を迎えたことから、令和2年度から新たな計画の策定作業を開始いたしました。</p> <p>その後、有識者及び学識経験者等から構成される鎌ヶ谷市緑の基本計画検討委員会による計6回の検討、またアンケート調査、オープンハウス、パブリックコメントによる市民の方々からの意見聴取を経たところとございまして、今年度中の策定を見込んでおります。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、もう1点、前回の都市計画審議会の議題に関して報告があるとのこと、事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>2点目の報告事項でございますが、生産緑地地区の変更と特定生産緑地の指定についてでございます。</p> <p>報告資料の2、令和4年度生産緑地地区の告示についてをご覧いただきたいと思っております。</p> <p>こちらは、前回、令和4年8月3日に開催をいたしました、第63回鎌ヶ谷市都市計画審議会にて説明に用いました資料でございます。</p> <p>この会議では、生産緑地地区の指定及び廃止についてと、特定生産緑地の指定について議題とさせていただき、皆様にご承認をいただきました。</p> <p>その後、令和4年11月22日付で、生産緑地地区に関する都市計画決定の告示を行い、追って、令和4年11月24日付で、特定生産緑地の指定の公示を行ったところでございます。</p>

	<p>対象となる箇所につきましては、議題とさせていただいた内容と変わりなく、予定どおり指定及び廃止を行ったところでございますが、ここで、当日お配りしました当該資料における記載事項について、面積の表記に一部誤りがございましたので、訂正とともに、お詫び申し上げます、ご説明をさせていただきます。</p> <p>修正箇所は、資料内容に赤字見え消しで表示をしております。</p> <p>資料の4ページをご覧くださいと思います。</p> <p>令和4年度の生産緑地に関する都市計画決定の告示面積は、正しくは60.11ヘクタールとなっております。</p> <p>そのうち、当初指定から30年を経過する特定生産緑地は137地区、53.65ヘクタールでございました。</p> <p>また、資料の7ページをご覧くださいと思います。</p> <p>特定生産緑地の指定面積につきましては、4年度は4.66ヘクタールが正しい数字でございました。</p> <p>繰り返しとなりますが、誤っておりましたのは、資料上の数値表記のみでございまして、指定や廃止の対象地は、皆様にご審議いただいた内容と相違はなく、変更はなかったところでございます。</p> <p>また、都市計画決定の告示、特定生産緑地指定の公示は、ただいまご説明いたしました、正しい面積にて行われております。</p> <p>改めまして、皆様にはお詫びを申し上げますとともに、今後はこのようなことがないよう、資料の作成などには細心の注意を払い、再発防止に努めて参ります。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ご報告ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして審議会は終了となりますので、司会にお返しいたします。</p> <p>皆様の慎重なるご審議へのご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。</p>
<p>司会</p>	<p>皆様お疲れ様でした。</p> <p>それでは、傍聴者の方は退室となります。</p> <p>(傍聴者退室)</p>
<p>司会</p>	<p>これもちまして、第64回鎌ヶ谷市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。</p> <p>本日はお疲れ様でした。</p>

会議録署名人の署名

以上、会議の経緯を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

令和5年2月17日

氏名 菅野 勝利

氏名 大嶋 辰夫